

第2回（仮称）仙台市犯罪被害者等支援条例に関する懇話会 議事録

- 日 時： 令和6年3月19日（火） 14時～16時
- 場 所： 仙台市役所上杉分庁舎 2階第1会議室
- 出席委員： 田中智仁座長、桑原和也座長職務代理者、赤井由紀子委員、石田充広委員、
小野千賀子委員、佐々木玲子委員、高村裕子委員、長谷川栄委員
- 事務局： 大村仁生活安全安心部長、高橋仁市民生活課長、鈴木幸太郎市民生活係長、
高橋和希市民生活係主任
- 議 題： 1 開会
2 条例骨子案及び支援メニュー骨子案について
3 意見交換
4 その他
5 閉会
- 配付資料： 資料1 （仮称）仙台市犯罪被害者等支援条例骨子案
資料2-1 支援メニュー骨子案
資料2-2 犯罪及び被害者の区分に関する図
資料3 相模原市犯罪被害者等支援条例
資料4 熊本市犯罪被害者等支援条例
- <参考資料>
- ・宮城県警察による各要領による犯罪被害者等支援（第1回懇話会資料5）
 - ・犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況（第1回懇話会資料6）
 - ・政令指定都市犯罪被害者支援施策の実施状況（R5年4月時点）
（第1回懇話会資料7）
 - ・刑法（抜粋）

議題1 開会

本日の懇話会は、前回決定したとおり、原則公開とし、個人情報について話し合う等の必要がある場合には、その部分について非公開とすることとした。

議題2 条例骨子案及び支援メニュー骨子案について

○条例骨子案について

事務局から、資料1、3及び4に基づき説明を行った。

本日、各委員からご意見をいただき、4月の第3回懇話会において骨子案修正案を示したいと考えている。その上で、パブリックコメントを実施する予定である。パブリックコメントは資料1を基に実施する。

○質疑・意見等

（田中座長）質問等については、一問一答形式でお願いする。

（高村委員）条例で支援する対象となるかどうかは、誰がどのように決めるのか。

（鈴木市民生活係長）宮城県内の実務上は、まずは警察や被害者支援センターが情報を聞き

取り、関係自治体に、制度の対象となるかを照会する。各市町村は、自らが定める制度に該当するかを検討し、支援対象となる場合には支援につないでいただくようにするという運用がなされている。

(高村委員) 被害届が出ていることが前提となるのか。

(鈴木市民生活係長) 総合相談窓口においては、被害届の提出の有無に関わらず対応することがあり得るが、各支援メニューについては、被害届が出ていることが前提となるものと考えている。

(高村委員) 昨今話題になっている性犯罪の被害者の場合であると、リアルタイムに被害相談ができなかったものがある。そうした場合には支援の対象となり得るのか。被害届の提出が前提となると、迅速な支援と相反することにならないかという懸念がある。

(鈴木市民生活係長) ケースバイケースによるところが大きいと考えている。被害届の提出の有無に関わらず総合相談窓口での相談対応に応じることは可能であると考えている。

(大村生活安全安心部長) 総合相談窓口での相談の中で、被害届の提出が必要と思われる方には、その旨助言することはあり得る。そうなれば、各支援メニューの利用が可能になることもある。被害届の提出もそれぞれの被害者の方のお考えもあるので、その方に合わせて支援していくことが必要である。

(桑原委員) 被害届の提出がなくても捜査が開始されることはあるが、そうした場合には被害届の提出がなくても支援が受けられるということで良いか。

(鈴木市民生活係長) ご指摘のとおり、犯罪の捜査が行われていれば支援の対象となる。

(桑原委員) 性犯罪の場合等で事件化はされたが不起訴となる例がある。その場合でも市としての判断で支援することはあり得るのか。

(鈴木市民生活係長) あり得ると考えている。

(小野委員) 被害届を提出していない相談者からの相談が多々あるが、日常生活支援等のサービスは、被害届の提出がないと受けられないのか。

(鈴木市民生活係長) 被害届ではなくとも何かしら犯罪の被害にあったという挙証資料がなければ支援は難しいと考えている。

(石田委員) 事務局に確認したい。他都市でも同様だが、条例での犯罪の定義は広い概念としているところが多い。一方、支援金や日常生活支援といった支援を受けられる対象者は、要綱等で決めるということかと思う。条例の被害者の定義とは別に、支援メニューを受けられる対象者をこれからより具体的に詰めていくという理解でよいか。

(鈴木市民生活係長) そのとおりである。条例では、事業者等にも努力義務を課すものや被害者に寄り添っていこうという理念について定めるものである。そのため、犯罪の定義を広くしている。一方で、各支援メニューを受けられる被害者はその範囲を決めていく。詳細は、資料2-1でお示ししたい。

(石田委員) 他自治体では、支援金等や日常生活支援といったサービスの対象者を要綱で定めているところが多いが、仙台市もその方針ということによいか。

(鈴木市民生活係長) お見込のとおりである。

(田中座長) 支援メニュー骨子案について事務局から説明を受けた方が、さらに意見も出るものと思われるので、事務局から資料2-1の説明を求めたいと思うがいかがか。

<各委員同意>

○ 支援メニュー骨子案について

資料2-1、2-2及を基に説明を行った。

○ 質疑・意見等

(小野委員) 法律相談について、総合相談窓口で法テラス等を周知するとのことだが、一人で相談に行くことが不安な場合は、みやぎ被害者支援センターで付添支援が可能であるので、その旨も周知願いたい。

(石田委員) 被害者が他市町村に住む他市町村民である場合で、そこに住めなくなった又は加害者から離れたいときに、仙台市への転居を希望するという事例があった。原則は、当該市町村で支援すべきなのかもしれないが、仙台市への転入を希望する被害者を支援対象に加えられないか。性犯罪の被害者で聞かれる事例である。罪種や対象を絞って導入できると望ましいと考える。また、そもそも転居先が見つからないという事例がある。市営住宅の優遇があっても中々入居できない場合がある。そうした被害者に何か支援ができないかと被害者に接して考えるところである。

(大村生活安全安心部長) 仙台市の施策で対象としようとするのは、基本的には仙台市民であると考えている。市営住宅の戸数にも限度はある。不動産関係団体に被害者支援について協力を求め、被害者の事情を説明するかは別として物件を紹介してもらえる仕組みを作ることについて検討の余地はある。

(石田委員) 実例としてよくあるのだが、精神科医のカウンセリングを要する被害者が、精神科通院を希望すると数か月待ちとなってしまうケースがある。迅速に医療につながる仕組みがあると良いと考える。

(大村生活安全安心部長) 不動産関係団体の例と同じ話になるが、医師会等の団体に協力を求めることが可能か、精神科への通院を要する被害者の人数等のデータを基になにか支援を行うことが可能か考えていきたい。

(石田委員) 精神科での受け入れにもキャパシティがあるのは承知しているが、他の一般患者と同様の扱いだと診察まで数か月かかる例がある実情があるということを伝えたい。

(赤井委員) カウンセリングの対象は県警察等の制度を受けた後とのことだが、犯罪からどれだけ経過しても対象となるのか。

(鈴木市民生活係長) たとえば横浜市であれば、担当課の中に心理士がおり、直営でカウンセリングを実施している。本市ではそこまでの体制整備は予定していない。県警察等のカウンセリングを受け終わって3年以内としているが、1日でもそれを経過したから対象外ということではなく、事情に合わせた運用をしていきたい。

(赤井委員) 総合相談窓口を既に設置しているとのことだが、そこで既に相談対応をしているのか。

(鈴木市民生活係長) 対応している。ただし、総合相談窓口には真に犯罪被害にあった方からの相談は少ない状況である。被害届を提出していない相談案件であれば、課内には現職の警察官もおり何らかの捜査等を要する可能性があるものであれば、警察と連携していく等の対応もとっている。

(赤井委員) 条例骨子案で総合相談窓口を設置するような規定がある一方で、既にその窓口が存在する。その整合性はどうなるのか。

(鈴木市民生活係長) 犯罪被害者等基本法において、地方公共団体に被害者の相談に応じるよう求めている。それを受けて本市では総合相談窓口を設置している。条例を制定していなくてもこうした窓口を設置することは可能である。いわゆる特化条例を制定している他都市においては、総合相談窓口の設置を規定しているところが多いこともあり、本市条例においても規定を設けようと考えている。

(大村生活安全安心部長) 資料1、8ページの(1)②がこの総合相談窓口に係る部分であ

る。新たに窓口を設置するのではなく、現状のものが再定義されるものである。心理士を配置した窓口ではないため、相談内容に応じて関係機関につないでいく役割を担うものである。

(赤井委員) たとえば、他市町村でかつて被害を受けた者が成長して、学生となって仙台市に住民票を移した場合には、学生支援の対象となるのか。

(鈴木市民生活係長) 仙台市に住民票があるかどうかの基本となる。資料2-1、3ページ、その他にある帰省費用については、他都市との重複の可能性があるので、被害者がどこで支援を受けたいのかを確認し、支援していくこととなる。

(大村生活安全安心部長) 他都市の規定では、他市町村との重複受給を禁止するものが多いので、より被害者のためになる方法をその方と一緒に考えていきたい。

(赤井委員) 被害者本人のためになるように、他市町村との連携についても強く表現してほしい。

(佐々木委員) 条例の作りについて。資料1、8ページ、5支援内容等(2)①の文言で、「一時的な生活資金の助成」を行うとあるが、「一時的な」という文言を入れた意図は何か。

(鈴木市民生活係長) 資料2-1、2ページ、④経済的支援や3ページ、その他の加算支援金を想定している。犯罪被害者等給付金の支給に時間を要するため、その間の支援を実施するというイメージである。

(佐々木委員) 資料1、10ページ、5支援内容等(4)について。相模原市の条例では、この規定に「教育」という文言が含まれているが、この文言は入れないのか。

(鈴木市民生活係長) 「広報その他の啓発活動を行う」としており、「広報」はその例示である。その他の啓発活動には教育も含まれると考えている。

(佐々木委員) 宮城県でも令和6年4月から「宮城県犯罪被害者等見舞金」の支給を開始する予定である。先ほど、重複は除外するというような話があったが、宮城県の見舞金と仙台市の支援金が重複する場合の取扱いはどうなるのか。

(鈴木市民生活係長) 他市町村と本市との併給は認めないが、都道府県との併給は認める方向で考えている。他都市の規定を見ると、そのような制度になっているところが多いようである。

(高村委員) 条例骨子案を見ると、仙台市は支援の迅速性と関係機関との連携を重視しているように感じた。一方で、支援メニューの方はどうしても費用の助成の話が中心となってしまう。仙台市の狙いが鮮明になるように、迅速に対応できる人を育てるというような文言が、人材の育成や民間団体への支援の規定にあるといいのではないかと思う。また、様々な関係機関につないでいくというような文言があると、方向性がはっきりするように感じられる。

カウンセリング費用の助成については、県警察等の制度を利用し終わった人が対象という認識か。

(鈴木市民生活係長) そのように考えている。

(高村委員) どこでどのようなカウンセリングを受けた場合でも対象となるのか。

(鈴木市民生活係長) 詳細については検討していきたい。

(大村生活安全安心部長) イメージとしては、県警察等の制度で足りなかった方の継続利用を支援するようなものと考えている。そもそも3年を超えてカウンセリングが必要な方はいないということであれば、この制度は考え直さなければならないと思う。

(高村委員) 迅速という観点からは、既に利用している相談機関を継続して利用することが

良いと思うが、犯罪被害を自分の人生の取り込んでいくことを考えたときに、自身の時間とお金を使って取り込んでいくことも大事であると思うし、被害をケアすることによって、生活を立ち直らせることができると思う。両方の側面が重要であるが、どちらに軸足を置くのか検討していくと良いと思う。

転居支援の対象となる犯罪には、放火罪が含まれるが、住居復旧には含まれないのか。

(鈴木市民生活係長) 対象が異なると考えている。修繕は、ドアが壊れたであるとかそうした小修繕を念頭に置いたものである。

(高村委員) 緊急避難について、県警察等の制度を利用した方が対象とのことだが、延泊とはどのくらいの期間を想定しているのか。

(鈴木市民生活係長) 県警察の制度を利用した方でもう何泊か必要となった方に支援ができるようにと想定しているものである。上限は設定する方向で考えている。

(高村委員) 死体検案に係る費用というのは、犯罪被害に係る人についてのみ生じるものなのか。自宅で死亡した場合には関係ないものなのか。

(石田委員) 高村委員のご質問について回答する。まず、県警察で行っている緊急避難についてである。原則3泊4日、1泊5,000円の助成であるが、原則であり、最大1週間程度公費で負担したのものもある。よくある例として、殺人事件の現場となり、検証等のため1週間程度日数を要するものがある。ハウスクリーニングや特殊清掃は公費負担で実施するが、精神的な面で自宅に住めない、帰れないという場合がある。こうしたものは、警察で対応できないものである。そうした例において、転居を希望する例もあるが、何日も長期で公費負担することは難しい。

死体検案書料(文書料)については公費で負担している。人が亡くなり、不自然死の場合、検視を受ける。検視を受ける場合、医師が立ち会うが、その費用は医師が遺族に請求するものとなる。昼夜や休日等でその金額は変わってくる。高額な場合17~18万円となる例もある。この検案料を支払わないと死体検案書を作成してもらえない。作成してもらえないと、火葬ができない。避けては通れない道である。犯罪被害者遺族にとって最初の経済的負担となる。県内各市町村に条例制定を要請するにあたって、この点に着眼点を置いて働きかけてきたところである。病死や主治医がいる場合は、そもそも死亡診断書となり、検視を経る必要がない。不自然死もすべてが犯罪によるものではない。ここで議論になる対象は、犯罪被害によるものに限ったものであり、全ての死体検案料を助成しようとする意図ではないものである。

(小野委員) カウンセリングの費用助成は、警察等の制度を受け終わった後から起算して3年以内とあるが、条例制定前の犯罪の被害に対しても各支援は受けられるのか。

(鈴木市民生活係長) 条例施行前の犯罪に遡及して支援することはできないと考えている。条例施行後の犯罪を対象としないと無限に遡ることになってしまうためである。

(高橋市民生活課長) 総合相談窓口での相談の中で、既存の施策を紹介すること等は可能であると考えている。

(桑原委員) 学生に対する支援メニューを用意したのはとても良いことだと思った。学都仙台として学生を仙台にどう繋ぎ止めていくのかはとても重要であると感じている。被害者の区分について確認だが、これは、犯罪にあった時点の被害者の区分ということでよいか。

(鈴木市民生活係長) そのとおりである。

(桑原委員) 資料2-1、3ページ、④経済的支援・学業支援とその他大学生とは住民票の有無の違いで対象が分かれるということによいか。

- (鈴木市民生活係長) そのとおりである。
- (桑原委員) 性犯罪の場合、性被害はあっても重傷病に至らない場合があるが、その辺りはどうのように判断するのか。
- (鈴木市民生活係長) 性犯罪の場合は、傷病の有無は要件としていないので、支援可能と考える。
- (桑原委員) 迅速性を大事にしているとのことだが、たとえばヘルパー支援や配食支援について、支援のタイミングはいつを想定しているのか。
- (鈴木市民生活係長) 対象となる方には、一旦自己負担していただき、領収書等を提出していただき、その費用を助成する制度を考えている。
- (桑原委員) 診断書が当初1か月の加療を要する被害だったが、実際には半月ほどの療養で済んだような場合、支援対象から外れたり、助成費用の返還を求められたりすることにならないか。
- (鈴木市民生活係長) 詐害の意図を持った申請であれば、返還を求めるべきであるが、本制度においては、療養期間が短くなったことはむしろ良いことであるので、そのような場合に返還を求めることは想定していない。
- (大村生活安全安心部長) 当初の医師の診断は尊重されるべきものであると考えている。
- (桑原委員) 市民の定義について。仙台市民が、仙台市以外の場所で犯罪の被害にあった場合には支援の対象になるという理解でよいか。
- (鈴木市民生活係長) そのとおりである。
- (桑原委員) たとえば、私が大阪出張中に傷害の被害に遭い、重傷病を負った場合には、支援の対象となるということによいか。
- (鈴木市民生活係長) 仙台市に住民票のある方であれば、支援の対象となる。
- (桑原委員) では逆に、仙台市に住民票のない観光客が、仙台市内で観光中に犯罪被害にあった場合は、仙台市でやることは情報の提供ということになり、その方がお住まいの市町村の支援を受けるということとなるのか。
- (鈴木市民生活係長) そのとおりである。
- (桑原委員) たとえば、その方がお住まいの市町村に特化条例がなく、支援制度がない場合には、どのような対応をするのか。
- (鈴木市民生活係長) 市町村で行っているものだけでなく、都道府県や県警察で実施している支援を調査して当該被害者に情報提供していく。
- (桑原委員) 第1回懇話会でも話をした損害賠償援助について。今回の資料でも支援メニューには入らないということとなっているが、資料2-1の説明を見ると、当面の生活を支えるという仙台市の趣旨からすると、損害賠償援助までは支援対象に当てはまらないということがメニューに加えない一番の理由ということか。
- (鈴木市民生活係長) 本制度は、導入が難しいものであると考えている。導入すれば救われる被害者もいると思うが、たとえば先ほどの死体検案料を導入することの方が、多くの被害者を助けられるのでないか、優先順位が上なのではないかと検討してきたところである。そうしたことから現時点で導入するとはしていない。
- (桑原委員) たしかに当面の生活を支えるという条例の趣旨からすると毛色が違うということは理解できる。しかし、必要なものであると考えるので検討していただければと思う。検討課題とのことだが、今後も検討していくのか。
- (鈴木市民生活係長) 犯罪被害者に係る支援制度については、国においても制度の見直しが行われている。犯罪被害者支援弁護士制度等立法で新制度が導入されるものもある。本

市において直ちに導入する予定はないが、こうした動きや他政令市の動きも注視していきたいと考えている。

(桑原委員) 条例に、何年ごとに条例の見直しを行うといった文言を入れることはないのか。

(鈴木市民生活係長) そうした文言を入れることは予定していない。

(高橋市民生活課長) 弁護士費用の立替については、国で実施することについて報道等もされている。昨年6月に全国知事会の社会保障委員会で、犯罪被害者等支援が市町村の自主財源で実施されている実情を踏まえて、国による弁護士費用の立替や賠償金の立替について国に要望しているところである。基礎自治体としては、国の動きも注視していきたい。

(田中座長) 被害者の区分について確認だが、国籍は問わないということでよいか。

(鈴木市民生活係長) 仙台市に住民登録があれば仙台市民として扱いとなる。

(大村生活安全安心部長) 迅速性についてご意見をいただいているが、犯罪被害からの回復には何段階かあると考えている。それぞれの段階で切れ目のないサービスがあるというのではないかと思う。初期の段階では、何を助けてもらえばいいのか混乱してしまうことがあるかと思う。仙台市が全ての範囲をカバーして支援することはできないので、各関係機関と協力しながら、また役割分担をしながら支援を進めていきたいという思いで支援メニューを検討している。なお、財政部門からは支援メニュー骨子案について懇話会での議論の俎上に乗せることのできることは得ているが、予算として承認を得たわけではないので、各サービスについては、助成金額や回数については限られた予算の中で上限を設けなければならないこととなる。その中で、より重視すべきサービス等についてご意見をいただければと考えている。

(田中座長) 活発なご意見をいただいたが、まだ発言をされていない委員からも意見をいただければと思う。長谷川委員いかがか。

(長谷川委員) 他都市で実施していない支援メニューを実施するという部分が、仙台市の独自性ということか。各委員の意見等を聞きしたが、仙台市として譲れない部分、特色となる部分はどこになるのか確認したい。また、各都市と同様となる部分はどこになるのか。

(鈴木市民生活係長) 条例の中核をなす部分は、他都市でも実施している支援金（遺族、重傷病、性犯罪被害）であると考えている。本市の独自性という部分では、教育支援、学生支援、本市に住民票のない大学生の帰省費用の助成といったものであると考えている。また、宮城県内の他市町村で実施している死体検案料の助成についても必要性が強いものであると考えている。

議題3 意見交換

(田中座長) 次第では、意見交換となっているが、既に活発な意見が出たと思う。改めて確認したい事項等があれば、発言を求めるがいかがか。

<各委員意見等なし>

(田中座長) 各委員から様々な意見がありましたが、事務局としてはいかがか。

(大村生活安全安心部長) 長時間に渡るご議論に感謝申し上げます。支援メニューについて、どういったものが必要であるか事務方だけではわからない部分もあるので、被害者支援の実務に関わっている皆様からのご意見をいただくのが重要であると考えている。

なるべく長い期間で我々も支援に関わり、被害からできるだけ早く回復できるように努めたい。適切な役割分担を行っていく必要がある一方、迅速性も重視していきたい。本市の特性を他都市と比較して考えて、支援メニュー骨子案を作成した。条例骨子案として資料1を基にパブリックコメントを実施していく。本懇話会でのご意見やパブリックコメントで出た意見を参考にさせていただきたい。本日いただいたご意見を参考に、骨子案をブラッシュアップして次回の懇話会でお示ししていきたい。

議題4 その他

(田中座長) その他に何か意見や言い忘れたことがあれば発言をお願いする。

(桑原委員) 二次被害について確認したい。条例骨子案で二次被害について定義されているが、これがかかってくる部分は市民の責務の部分のみに留まるのか。

(鈴木市民生活係長) 資料1、4ページ、【支援の基本的な理念】の中で、支援については、二次被害及び再被害の発生の防止に十分に配慮して行われるものとするを規定する予定である。

(桑原委員) この点については、啓蒙活動が必要であると思う。佐々木委員からも学校教育必要性について意見があった。二次被害についても教育は重要であると考え。市民等の責務として二次被害の防止を課すのであれば、今回の支援メニューには加わらないかもしれないが、二次被害の被害者に対する支援もメニューにあってもいいと思う。今後の検討課題として他都市の動向も含め、検討して行ってほしいと思う。

議題5 閉会

第3回懇話会の開催日は、令和6年4月23日(火)午後2時からとした。詳細は、事務局から連絡することとした。